

仙台市中学校体育連盟緊急対応要項基準

- 1 目的 仙台市中学校体育連盟（以下、市中体連）が主催する大会において、自然災害及び緊急事態（重大事故・食中毒・感染症等）が発生した場合の対応について万全を期す。
また、自然災害及び緊急事態発生に関しては、大会運営者だけでは対応が困難な場合は、主催者である市中体連、仙台市教育委員会と連携をとりながら迅速に対応する。
- 2 対応 (1) 市中体連事務局は大会準備開催期間中に関係機関と連絡できる体制を整える。
(医療機関への協力依頼、警察、消防への連絡・調整)
(2) 大地震を除く緊急事態発生への対応窓口は、市中体連事務局とする。
(3) 大地震の場合は、携帯電話の不通、交通混乱が予想されるので、競技会場ごとのマニュアルで対応する。
(4) 緊急事態の内容によっては、仙台市教育委員会の指示指導に従い対応する。
(5) 専門部会は、会場の連絡責任者、市中体連事務局との連絡体制を整える。

3 具体的対応

①自然災害（地震）

- ア) 地震を想定した競技会場ごとの対応マニュアルを作成する。
- イ) 緊急地震速報や揺れを感じた場合は、直ちに競技を中断し、安全の確保を図る。
- ウ) 競技再開は、競技会場施設関係者による安全が確認されること、会場責任者及び運営役員の会場の安全が確認された後とする。
- エ) 連絡が断たれる大地震が発生した場合は、競技を中止し、東日本大震災の教訓に従い、生徒の安全を第一に高台や近くの避難所に誘導する。
- オ) その後の判断は、避難所、関連機関からの情報による。
- カ) 通信が復旧しだい情報を市中体連事務局へ報告する。

②その他の自然災害

- ア) 通常自然災害（台風等）に関しては、競技を行うかどうかの判断は、市中体連、仙台市教育委員会、競技専門部会で行う。原則として選手役員の安全が確保できない場合は競技中止とする。

③重大事故

- ア) 第1報を速やかに市中体連事務局へ入れる。
- イ) 緊急疾患（心停止、呼吸停止等）に関しては、初期対応を事故発生現場の専門部が行う。医療救護要項に従って進めるがAEDは必ず確保し、対応できる体制にする。
- イ) 事件・事故による死亡、後遺症事故については、警察・消防への緊急連絡と仙台市中体連から関係機関への連絡を速やかに進める。会場においても放送・モニターなどを活用し、混乱しないことに配慮しながら安全を確保する。

④食中毒

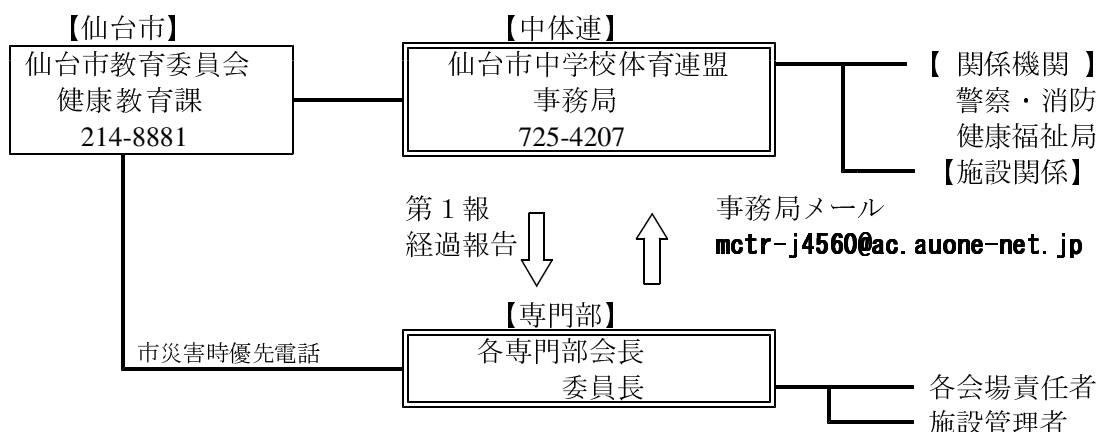
- ア) 第1報を速やかに市中体連事務局へ入れる。
- イ) 食中毒の疑いがある場合、発生時間と場所によるが原則として、専門部が病院・保健所と連絡を取り指示指導を受ける。
- ウ) 専門部で準備した弁当での疑いがある場合は、初期対応は競技専門部会で行い病院への搬送等を第一とする。
- エ) 食中毒と判明した場合の関係機関への連絡は市中体連事務局が行う。

⑤感染症（新型インフルエンザ・麻疹等）

- ア) 第1報を速やかに市中体連事務局へ入れる。
- イ) 発熱や発疹等の症状の場合は直ぐ病院に搬送する。発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出席停止（出場停止）扱いとする。
- ウ) 発症した選手の同学校の選手の症状を確認する。
- エ) 発症した者のその後の対応は、所属する学校が行う。
- オ) 大会運営に関わる関係機関への連絡は市中体連事務局が行う。

4 体制

(1)連絡経路



- (3) 報告事項 市中体連事務局へは次の内容を報告（災害時はメールを使用）すること。
 - ①発生時間・場所・状況・対象(人的, 物的), 初期対応
 - ②選手生徒の生命や怪我の状況の詳細
- (4) 情報収集 緊急時にはどの内容においても正確な情報を把握し, 市中体連事務局（市理事長が総括）に報告すること。その後, 関係機関との連携を図る。
- (5) 対策本部 緊急事態の状況により, 市教委と協議し対策本部を設置する。
- (6) 報道対応 報道に関しての窓口は原則として市中体連事務局とする。
 - ①同日に複数会場で発生した場合は開催競技専門部会でそれぞれ対応し, 市中体連事務局も手分けをして対応する。
 - ②市中体連事務局は仙台市教育委員会へ連絡報告をし, 指示指導のもと対応を進める。
 - ③開催競技専門部会は正確な情報の収集と参加校への情報提供を行う。